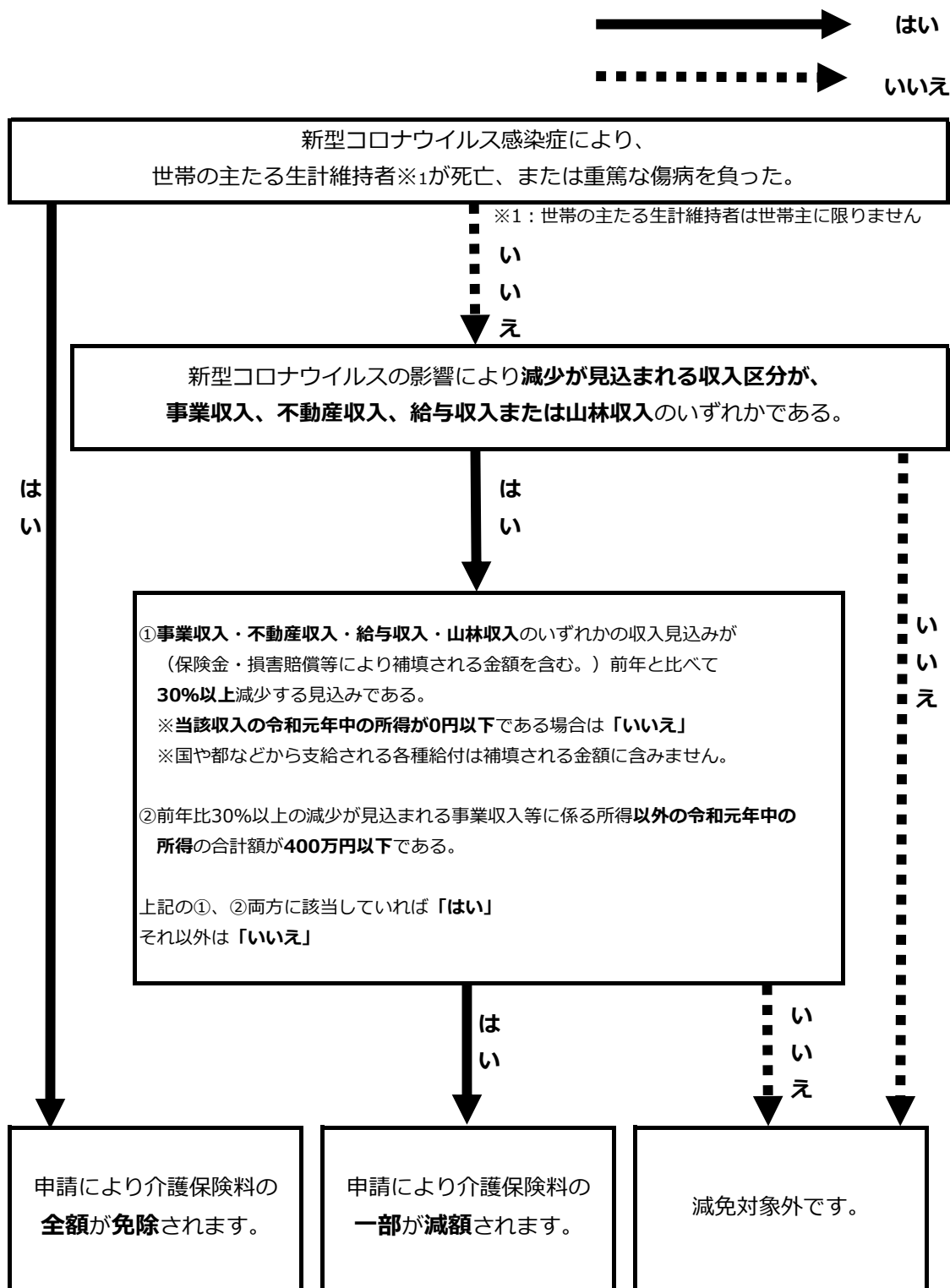


新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免簡易フロー

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少見込みである場合、介護保険料が減免対象となるかどうかの簡易フローチャートです。以下、世帯の主たる生計維持者について質問です。



申請に必要な書類等の詳細については、下記までお問合せください。東村山市ホームページ（トップページ→オンラインサービス→申請書ダウンロード→介護保険関連）からもダウンロードできます。
東村山市介護保険課 企画保険料係 042-393-5111（代）（内線3134・3135）